

知識確認問題例

※提出していただくレポートの中に含まれています

全て○×でお答えください

問① 法定相続人

後妻の連れ子と養子縁組をしていない場合、どんなに介護や身の回りの世話をしてもらっても、その子には相続権が無い。

問② 法定相続分

法定相続人である子の中に、実子と養子がいる場合、養子の法定相続分は実子の2分の1となる。

問③ 相続放棄

財産放棄をしても、家庭裁判所で相続放棄の手続きをしないと、借金だけを返済しなければならないことがある。

問④ 遺言書

自分で書いた遺言書は、その遺言書が有効であるということを証明してもらって「検認」の手続きを、家庭裁判所で行わなければならない。

問⑤ 相続税

故人が掛けていた、入院保険金は相続財産となるため、請求する際には相続人全員の協力が必要となる。



<問題例の答え>

- ①○ ②×(実子と同じ割合) ③○(0円相続したことになり借金だけ支払い義務が残る)
④×(検認は存在確認のみ) ⑤○

相続手続カウンセラー協会とは？

約6万件の相談実務を行い、全国50ヶ所に相談場所を設け、「相続で困っている人をひとりでも救うこと」を理念とする相続手続支援センターと、連携しています。

弊協会の理念は「**相続の仕事に関わる人に、最低限知るべき知識を提供することで、顧客に間違ったアドバイスをすることを防止すること**」です。

相続の手続きを適切に支援することによって、争う相続や正確な情報を知らないがために損をする人を、ひとりでも少なくするために共に活動しています。

約20年間の実務の中で培ってきた、知識や経験を社会還元し、相続を通じて家族の絆が一層深まる社会を目指す取り組みを行っています。

相続手続支援センター®

平成30年2月1日現在
全国ネットワーク39支部50ヶ所

相続手続支援センター本部
相続手続支援センター千歳

一般社団法人 相続手続カウンセラー協会 事務局

〒651-0085
神戸市中央区八幡通4-2-18
昭和住宅・福本ビル7F(神戸市役所前)
TEL: 078-251-7668
FAX: 078-251-2065
http://www.souzoku-c.net
E-mail: info@souzoku-c.net

★相続開始後のスタンダード資格★

相続手続カウンセラー

～養成講座の概要～



一般社団法人 相続手続カウンセラー協会

- 「カウンセラー」は、和訳すると「相談員」という意味です。この知識を習得したことを証明することで、お客様やメディアに対して、あなたが
- ◆相続の分野において適格なレベルのトレーニングを受けていること
 - ◆相続手続カウンセラーとして一定水準の知識や技能を身につけていること
 - ◆常に最新の考え方や情報・技術を保持していることを証明することができます。

◆知識習得について

～高齢化社会でいま最も注目されている～

相続手続のスペシャリスト養成講座

年間130万件近くの相続が発生しています。葬儀が終わった後にしなければならない相続の手続きの数は108種類以上もあり、相続開始後のサポートに対するニーズが高まっています。相続手続カウンセラー養成講座の内容は、葬儀後の相続手続きに特化しており、現場での実務能力や対応を育成するための認定制度です。

◆カウンセラー取得の5つのメリット

- ① **名刺**に資格名を載せることで、お客様の信頼度が上がる。
- ② **社員教育**にも活用でき、相続の知識や技能レベルが自然に向上する。
- ③ 既存業務でのマーケティング、顧客との接点として活用でき、**ビジネスの幅を広げ**ることができる。
- ④ **相続ビジネス**への参入機会を獲得できる。
- ⑤ 自分自身にとって**失敗しない**相続手続きの方法を知ることができ、**知人にもアドバイス**ができる。

◆このような方におススメ!

士業などの専門家



金融機関・保険会社
葬儀社・介護関係者など



相続に関心の高い方

地域活動で知識を活かしたい方

相続ビジネスに参入したい方



SC 相続手続カウンセラー[®] (Souzoku-tetsuzuki Counselor)

認定の最初のステップは、**通信教材を受講し、レポートを提出**することです

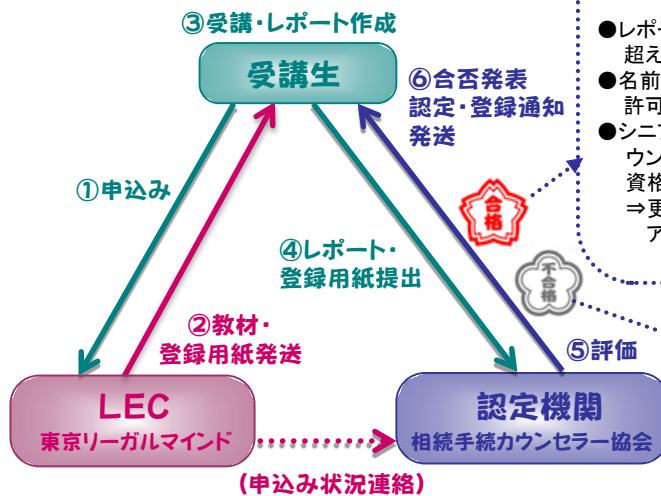
■講習の内容

講習では、相続全体に関わる基礎知識から、顧客対応実務に必要な専門知識及び108種類の手続きを学びます。



※相談実務のロールプレイングも特別に視聴できます。

■申込みフローチャート



認定者へは...

- レポート記載内容が合格水準を超えた方に、認定証を授与
- 名前の前後にSCを附することを許可
- シニア相続手続カウンセラーの受講資格を付与 → 更なるステップアップを応援



不認定者へは...

レポートの再提出による再チャレンジを奨励

さらに、会員になると!

- ①メルマガによる相続最新情報を入手
 - ②エンディングノート等の書籍を割引購入
 - ③相続の知識習得講座(VTR版)を無料視聴
 - ④相続に関する特別講座に無料参加
 - ⑤無料電話コンサルティング(年2回)利用可能
 - ⑥会員が行うセミナーに優待参加可能
- ※特典は随時追加予定

特典

■費用(税別)

【受講料】<個人受講> 35,000円 <団体受講> 30,000円
 【再受講】 10,000円 ※10名以上
 【年会費】<初年度> 無料 <2年目以降>
 A(ビジネス)会員 10,000円 ※①~⑥特典付
 B(一般)会員 3,000円 ※①~③特典付

■申込み方法

<個人受講> ①「LECオンラインショップ」から申込み

LEC 相続手続カウンセラー

検索

<https://online.lec-jp.com/>

②「LECコールセンター」へ、電話で申込み

TEL: 0570-064-464

③最寄りのLEC各校の窓口で申込み

<団体受講> 「相続手続カウンセラー協会」へ直接申込み

※10名以上 ①電話 ②メール ③協会ホームページ

※裏面参照

SSC シニア相続手続カウンセラー[®]

MSC マスター相続手続カウンセラー[®]

相続手続きをビジネスとしてお考えの方には、更に上級の資格をご用意し、より専門的な知識・高度な相談対応技術などを習得して頂きます。SC合格後にご検討ください。 ※詳細はHPを参照